

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案による改正後の第 74 条の 3 第 4 項

規制の名称：在宅就業支援団体の登録要件

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：職業安定局 障害者雇用対策課

評価実施時期：令和 4 年 9 月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は 5～10 年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

在宅就業支援団体の登録要件は、在宅就業障害者に対する就労支援を着実かつ適切に進めるために必要なものであるが、令和 4 年 6 月 1 日時点において、厚生労働大臣の認定を受けた在宅就業支援団体の数は 23 件に留まっている。このため、適正な業務の実施が可能であることを担保しつつ、要件を緩和することで、在宅就業支援団体の新規参入を促進し、制度の更なる活用を図ることが必要である。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

在宅就業支援団体の登録に当たっては、一定規模の業務を継続的に受注し、在宅就業障害者に適切に就業機会が確保されていることが必要である。このため、常時 10 人以上の在宅就業障害者に対して継続的に支援を実施することを要件の一つとしていたが、現状では、5 人以上であればより少人数でも一定規模の業務を実施し、在宅就業障害者の就業機会が確保されると考えられる。また、労働局による定期的な業務の実施状況の確認により、団体の業務の適切性の担保が可能であることから、在宅就業障害者の人数要件を見直し、常時 10 人以上から常時 5 人以

上に引き下げる。

また、在宅就業支援団体には管理者の配置が必要であることに加え、関連業務への従事経験者を2名以上配置することも要件としているところ、今般、在宅就業障害者の人数要件を常時5人以上と現行要件の半分の数とすることを踏まえ、従事経験者の配置人数の要件を見直し、従事経験者を1名以上配置することとする。

加えて、専任の管理者を置くこととする要件についても、在宅就業障害者のための実施業務を適正に行うにあたっては、ICT技術の発展等により、専任とせずとも、在宅就業障害者からの依頼や問題が発生した際に十分な対応ができると見込まれることから、専任の管理者以外でも認めることとする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

要件の緩和のため、追加的な遵守費用は発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

厚生労働大臣の登録を受けるにあたっては、引き続き労働局において、適正に業務を実施することができるかの確認が行われるため、規制緩和による行政費用の増減は生じない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定

性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

在宅就業支援団体の登録要件を緩和することにより、登録件数が増加すると、通勤等に困難を抱える障害者の就労機会の拡大につながる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

金銭価値化することは困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

在宅就業支援団体の登録要件が緩和されることで、従事経験者の確保の費用や、業務の実施にあたり必要な設備投資の費用が減少する。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化で

きるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

登録要件それ自体は維持されるため、団体の業務の適正性は担保されたまま、登録件数が増加し、その結果、障害者の就労機会の拡大が図られる。このため、便益が費用を上回ると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

更なる要件の緩和が選択肢として考えられる。例えば、①在宅就業支援団体が継続的に業務を行っている障害者の人数要件をさらに引き下げる、②在宅就業支援団体の業務の経験を有していなくとも業務の知識を有していると判断されれば従事経験者とする、③従事経験者以外の管理者を認める等が考えられるが、いずれも、在宅就業障害者に対する就労機会を確保するという在宅就業支援団体の業務の適切な実施を担保することが困難になるため、改正案による要件が妥当である。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

今後の障害者雇用施策の充実強化について（令和4年6月17日労働政策審議会障害者雇用分科会）

- 1 在宅就業障害者支援制度の活用促進

- 通勤等に困難を抱える障害者の就労機会の選択の幅を広げるとともに、そうした障害者の雇用への円滑な移行を進めていくことが重要である。
- こうした観点から、在宅就業障害者支援制度の更なる活用を促進する必要があるが、そのためには、当該制度において重要な役割を果たしている在宅就業支援団体を増やしていくことが重要である。
- したがって、在宅就業支援団体の実態や本制度の運用状況等を踏まえ、在宅就業支援団体として一定規模の業務を継続的に受注でき、また、在宅就業障害者に対する支援等その業務が適切に実施できる範囲で、在宅就業支援団体の登録要件を緩和するとともに、登録申請の手続を簡素化し、在宅就業支援団体の新規登録の促進を図ることが適当である。
- 具体的には、在宅就業支援団体の登録のために必要な「在宅就業障害者の人数」について、10人としている要件を5人に引き下げるとともに、「在宅就業支援団体としての業務を実施する者の人数」について、従事経験者を2名以上配置する要件を1名に引き下げることが適当である。あわせて、管理者の要件について専任以外でも認めることが適当である。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

法律後の施行後5年を目処として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

在宅就業支援団体の登録件数を把握することで、効果があったかどうかを測ることが可能。